

第 5 章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の 概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

方法書を令和5年10月11日に知事へ送付したところ、令和5年11月6日から令和5年12月5日にかけて縦覧に供された。縦覧開始日から令和5年12月20日の意見提出期間内において、1通の意見書の提出があった。意見及び都市計画決定権者の見解は、表5-1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、提出のあった意見のうち、準備書に整理した意見は、環境保全の見地に係る内容のみとした。また、意見は概要を整理した。

表 5-1(1) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境要素等	意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音及び超低周波音、振動	1. 工事中 振動：杭打ち工事は、アースオーガやウォータージェット併用等の工法を採用し、振動による影響を小さくすること。 騒音：80db 以下とすること。	現時点で施工業者が決まっていないため、杭打ち工事の詳細な内容は決まっておりません。ただし、建設機械の稼働による振動の予測結果は、都市計画対象事業実施区域の敷地境界において最大で 61 デシベルとなります。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める等の環境保全措置を計画し、振動の影響を低減するように努めます。 また、建設機械の稼働による騒音の予測結果は、都市計画対象事業実施区域の敷地境界において最大で 66 デシベルとなりご要望の 80 デシベル以下になるものと予測します。また、工事に使用する建設機械は、可能な限り低騒音型を採用する等の環境保全措置を計画し、騒音の影響を低減するように努めます。

表 5-1 (2) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境要素等	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質	2. 供用時 排煙（ダイオキシン類、亜硫酸ガス、CO₂、廃塵）の発生を 19%程度までに抑えること。 また、焼却灰は残留放射能濃度を確認すること。基準は、処理水の海洋放出期準に合せて 700 ベクレル/ℓ で放出停止又は東日本大震災に係る汚染状況重点調査地域指定基準である 0.23/H マイクロシーベルト以下とすること。これらに適合した場合は道路床材として再利用し、不適合の場合は焼却灰を水洗いすること。さらに、その排水も放射能濃度を確認し、基準に適合した場合は、アルカリ性液として酸性土壌改料に肥料として利用し、不適合の場合は、倍の希釈水量で許容範囲に収まるまでくり返すこと。	本施設の公害防止基準値は、各種法令・条例の基準値、既存施設である旧施設及び現施設の基準値を参考に、近年の技術動向等も加味したうえで設定しており、周辺自治体と比べても厳しい基準を設け、これを満足するよう施設を整備・運営してまいります。 また、焼却灰については、国から処理の目安として、焼却灰等（主灰、飛灰、熔融スラグ、熔融飛灰）の放射性セシウム濃度 8,000Bq/kg 以下という値が示されていますが、現施設における令和 6 年度の最大値は 256.7Bq/kgであり、目安を十分に下回る値となっており、焼却灰の処理に関し問題ないものと考えております。

表 5-1 (3) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境要素等	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質、日照	3. 煙突設備 ・電波障害が生じた場合は、共同アンテナを設置すること。 ・日照障害が生じた場合は、補償又は時間とともに動く反射鏡を整備すること。 ・ダウンドラフトの発生を防止するため、煙突高さは 59m 以上とすること。ただし、近隣の防衛省管轄区域等の関係機関と協議し、航空障害灯や昼間障害標識の設置を検討すること。	本施設に起因する新たな電波障害が生じることが明らかになった場合は、関係者と協議のうえ、適切な対策を講じます。 施設の存在等に伴う日照阻害の予測の結果、計画建築物により 8 時から 16 時（真太陽時）に生じる日影は、都市計画対象事業実施区域の敷地境界から北西方向約 340 m から北東方向約 300m の範囲と予測します。なお、煙突の日影は、広範囲に生じるものの、旧施設と同じ高さであり、現状からの変化は小さいと考えます。また、煙突の日影は狭い幅で移動していることから、その影響は小さいと考えています。 都市計画対象事業実施区域周辺に係る日影の規制対象区域では、計画建築物による冬至日の日影時間は 2.5 時間未満です。 また、煙突高さについて、都市計画対象事業実施区域は、航空法に基づき海上自衛隊下総航空基地における高さ制限が生じる地域です。旧施設の建設当時に海上自衛隊下総航空基地と協議した結果、煙突高さは、工場棟及び煙突の建築予定地を基準として GL+55m を上限とする制限があります。そのため、本施設においても旧施設と同様の 55m とする計画です。航空障害灯や昼間障害標識の設置は、航空法では 60m 以上の工作物が対象ですが、今後、協議や検討する予定です。なお、ダウンドラフト等周辺の大気環境には十分配慮し、周辺住民の皆様に安心していただける施設としてまいります。

表 5-1 (4) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境要素等	意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他 (大気質、騒音及び超低周波音、振動に関連)	4. インフラ整備 処理能力が 400 t / 日相当を考慮すると廃棄物運搬車両の台数は 200 台程度になることが想定される。収集した廃棄物を搬入する時間帯が 13 時から 17 時に集中することが考えられ渋滞が懸念される。警察と協議のうえ、廃棄物運搬車両専用の車線を確保する等の対策を検討すること。	本施設は、処理能力を 402 t / 日、廃棄物の搬入車両を大型車で約 285 台/日（焼却灰の搬出車両 6 台を含む）、自己搬入等の小型車で約 16 台と計画しておりますが、この台数の車両が一斉に収集・搬入することではなく、収集・搬入を同じ車両が数回繰り返します。それでも複数台の車両の搬入出が見込まれますので、一定の時間帯に集中しないよう搬入時間帯の分散等を検討し、渋滞等の影響を低減するように努めます。また、都市計画対象事業実施区域の入口から計量棟までの距離を十分に確保する計画とし、搬入車両に起因する渋滞の低減を図ります。
事業計画 (温室効果ガスに関連)	5. 発電設備 余熱利用は、プールまたは委託経営でスーパー銭湯にするのが良い。	余熱利用については、本施設内利用だけでなく本施設外利用も含めて、有効な利用方法を検討していきます。